

1. 計画の基本的事項（計画書第1章）

■ 計画策定の趣旨・計画の位置づけ

団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据えた中長期的な視点により、「地域共生社会」の考え方を踏まえ、地域包括ケアシステムをより一層深化させることで、地域で支え合い、いきいきと健やかに暮らし続けられる社会の実現を目的とし策定するものです。老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づく、「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体のものとした「金ケ崎町高齢者福祉計画・第8期金ケ崎町介護保険事業計画」の後継計画に位置付けています。

■ 計画の期間

介護保険事業計画は3年ごとに見直しを行うため、本計画期間は令和6年度から令和8年度となります。なお、令和22年（2040年）に団塊ジュニア世代が65歳以上となることを踏まえ、中長期的な視点を取り入れています。

年度	令和3年度～令和5年度 (2021～2023)	令和6年度～令和8年度 (2024～2026)	令和22年度 (2040)
計画期間	第8期	第9期（本計画）	
	中長期的な視点で推進		

2. 現状と課題（計画書第2章・第3章）

- 第8期計画期間（令和3年度から令和5年度）においては、第7期計画期間（平成30年度から令和2年度）に比べ、要介護4～5の認定者数は減少し、介護給付費は抑制されたものの、要支援1～2・要介護1～3の認定者数は増加傾向にあり、今後も自立支援重度化防止の取組を一層推進する必要があります。
- 介護サービス事業所を運営する上で、職員の確保が継続する課題となっていることから、介護人材確保に繋がる更なる支援が必要になっています。また、居宅介護支援専門員の人数が年々減少しており、自立支援重度化防止の推進と安定的運営の支障になっています。

3. 基本理念（計画書第4章）

◆基本理念◆

地域で支え合い、いきいきと健やかに暮らし続けられるまちづくり
～多様な人との連携で地域包括ケアシステムの更なる深化をめざして～

第8期計画の「地域で支え合い、いきいきと健やかに暮らし続けられるまちづくり」の基本理念を継承し、高齢者等が抱える課題が複雑化・複合化していることを踏まえ、多様な人との連携により、地域包括ケアシステムの更なる深化に取り組み、基本理念の実現を目指します。

4. 施策の展開（計画書第4章）

【基本方針】

【施策体系】

高齢期をいきいきと過ごすための健康づくり・介護予防の推進

- 高齢者の社会参加の支援
- 健康づくり・介護予防の推進

- 老人クラブへの支援、シルバー人材センターへの支援
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施、健康増進運動教室の開催

高齢者が安心して暮らせる地域づくり

- 在宅生活への支援
- 高齢者の住まいかたの支援
- 高齢者の権利擁護の支援

- 緊急通報装置貸与事業の実施、金ケ崎町地域見守りネットワークの構築
- 高齢者生活福祉センターの運営、養護老人ホーム入所措置
- 権利擁護事業の実施、成年後見制度を推進するための中核的機関との連携

認知症施策の推進

- 認知症の人を支える地域環境づくり
- 認知症の人や家族への支援体制の強化

- 認知症サポーター養成講座の開催、金ケ崎町徘徊SOSネットワークの構築
- 認知症ケアパスの普及、オレンジ相談会（認知症個別相談会）の開催

地域共生社会に向けた地域包括ケアシステムの深化

- 多職種(医療・介護等)の連携
- 地域包括支援センターの体制強化
- 多様な生活支援サービス

- 医療・介護関係者の情報共有システムの拡充、終活支援の強化
- 地域ケア会議の開催、自立支援型ケアマネジメント支援の実施
- 生活支援体制整備事業の実施、生活支援サポーター養成研修の開催

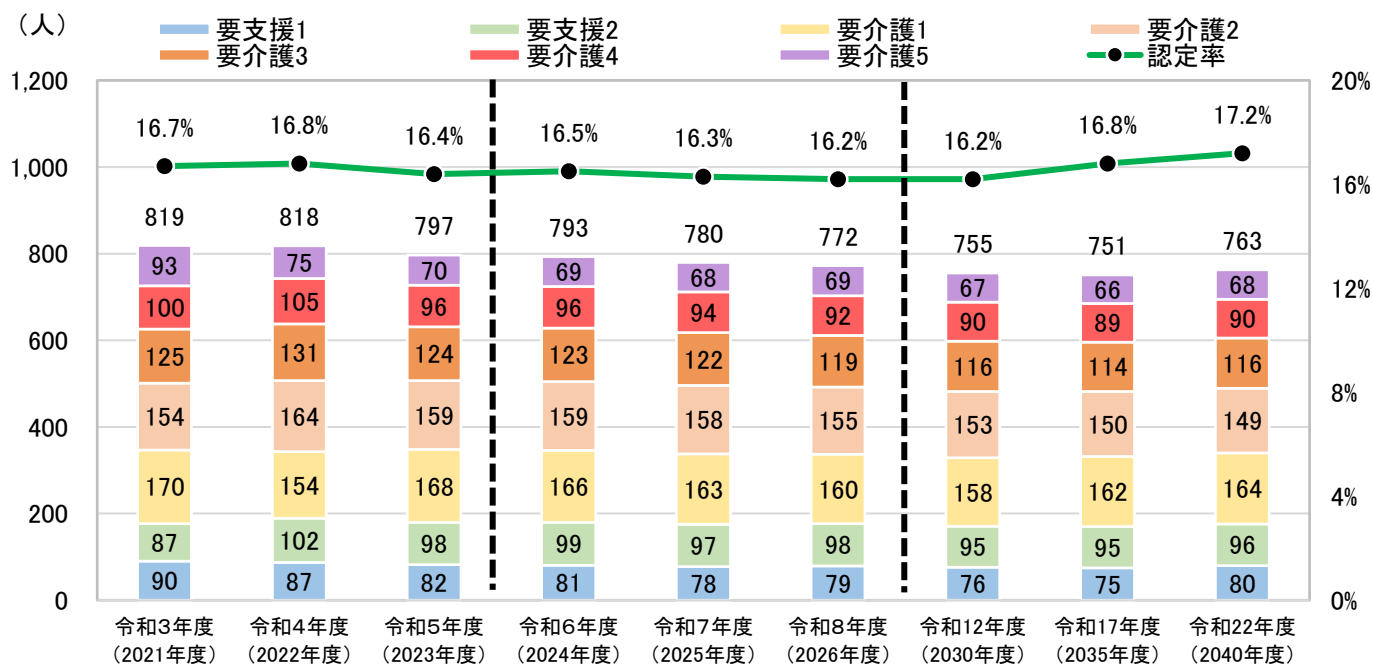
介護保険制度の円滑な運営

- 介護保険事業の推進
- 情報提供体制の充実
- 災害や感染症対策に係る体制整備

- 介護給付適正化の推進、介護人材確保の支援
- 住民への分かりやすい情報発信、介護サービス関係者への情報発信
- 業務継続に向けた取組への支援

5. 要支援・要介護認定者の推移（計画書第2章・第6章）

第1号被保険者数が減少傾向にあるため、令和17年度までは要支援・要介護認定者数が減少し、令和17年度以降は、第1号被保険者数の減少が進行している中で、後期高齢者の高年齢化が進み認定率が増加、要支援・要介護認定者数が増加することが見込まれます。



※厚生労働省「介護保険事業状況報告」令和5年9月末の性別・年齢階級別被保険者の認定率に、将来推計人口を乗じて算出しました。

6. 介護保険事業費の見込み（計画書第6章）

第8期介護保険事業費は、自立支援重度化防止の取組が成果を上げ、要介護4～5の認定者数が減少し、対計画値を下回る見込みです。第9期介護保険事業費は、第8期計画期間中と比較して、要支援・要介護認定者数が減少する見通しで、4,026,396,296円（第8期計画比△8.6%）になると推計しています。

単位：千円

	第9期				第8期
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合計	合計
標準給付見込額	1,287,210	1,279,701	1,263,855	3,830,766	4,213,607
総給付費	1,195,533	1,189,414	1,174,494	3,559,441	3,954,815
特定入所者介護サービス等給付額	57,380	56,511	55,931	169,822	165,013
高額介護サービス費等給付額	29,758	29,312	29,011	88,081	82,848
高額医療合算介護サービス費等給付額	3,296	3,242	3,208	9,746	7,081
算定対象審査支払手数料	1,244	1,223	1,211	3,678	3,850
地域支援事業費見込額	65,210	65,210	65,210	195,630	192,874
介護予防・日常生活支援総合事業費	45,104	45,104	45,104	135,312	119,824
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	13,702	13,702	13,702	41,106	57,012
包括的支援事業(社会保障充実分)	6,404	6,404	6,404	19,212	16,038
総事業費見込額	1,352,420	1,344,911	1,329,065	4,026,396	4,406,481

※端数処理のため合計が合わないことがあります。

7. 介護保険料の算定（計画書第6章）

第1号被保険者の介護保険料は、各保険者（市町村）が計画の策定を通じて3年ごとに算定・見直しを行います。

第9期計画期間中においては、介護給付費準備基金（令和5年度末時点見込保有額：約2億7,046万円）を9,000万円取り崩すことにより、介護給付費準備基金を取り崩さずに算出した5,450円から550円減額した4,900円を第9期介護保険料基準月額とします。

また、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化するという国の制度改正を踏まえ、所得段階を全10段階から全13段階へ多段階化し、保険料率を国の標準乗率に変更します。

第8期介護保険料額（基準月額）5,100円

第9期介護保険料額（基準月額）4,900円

所得段階	区 分	保険料率	年額 (円)	(参考) 第8期(円)
第1段階	ア 本人及び世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者	0.455 (0.285)	26,800 (16,800)	30,600 (18,400)
	イ 生活保護被保護者			
	ウ 本人及び世帯全員が住民税非課税で本人年金収入等80万円以下の方			
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	0.65 (0.450)	38,300 (26,500)	42,900 (27,600)
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.69 (0.685)	40,600 (40,300)	45,900 (42,900)
第4段階	本人が住民税非課税で、本人の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90	53,000	57,100
第5段階 (基準額)	本人が住民税非課税で、本人の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.00	58,800	61,200
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.20	70,600	75,000
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	76,500	79,600
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	88,200	91,800
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.70	100,000	98,000 107,100
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.90	111,800	
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.10	123,500	
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.30	135,300	
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上の方	2.40	141,200	

※第1段階から第3段階までの保険料率と年額(円)は、公費軽減前のもので、公費軽減後のものは()内に記載しています。